

会 員 就 業 規 則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人四日市市シルバー人材センター(以下「センター」という)が、その設立の目的を達成するため、会員の就業に関する事項を定めるものとする。

(努力義務)

第2条 総合共助団体であって、会員はお互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力しあって会員自身の相違性を発揮しながら働く機会を広げ、その健康と福祉を増進するとともにセンターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平等)

第3条 センターは会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教などの理由でその就業などの面で差別してはならない。

第 2 章 就 業

(仕事の割り当て)

第4条 センターは仕事の発生の都度、会員の希望を配慮し、その合意の上、予め就業時間、仕事の内容、その他を明示して割り当てるものとする。

(就業時間)

第5条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮して1日8時間を上回らないものとする。

ただし、センターは会員の希望及び職務の性質、就業場所、季節などの事情によりその始業、就業時間、休日等の基準について別に定めることができる。この場合、労働基準法を遵守して定めるものとする。

(配分)

第6条 会員の就業にともなう配分については就業の都度、仕事の時間と内容に見合っ
て個別に提示し、原則として毎月月末〆切、翌月15日支払いとする。

その基準については、別に定めるところによる。

(就業の注意事項)

第7条 会員は、就業に当たり次の点に留意するものとする。

2. 工作中は、安全を第一とし、予め指名された責任者の指示に従ってお互いに仲良く協力して働くこと。
3. やむを得ない事情で約束の仕事に従事できない場合は、事前に届け出ること。
4. 仕事上知りえた業務上の機密事項及び発注者(委託者)の不利益になることは、他にも

らさないこと。

(就業の終了)

第8条 会員は、次の場合に該当するときは、その就業を終了する。

ただし、就業終了にあたり、センターは会員に予告するものとする。

2. 死亡したとき。
3. 本人から就業を取りやめたいという申し立てのあったとき。
4. 就業の定められた期間が終了したとき。
5. 天災地変、その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
6. 本人の就業がその健康と福祉に反すると認められたとき。
7. 会員として、センターの目的と名誉に反する行為がしばしばあるとき。

第3章 安全・衛生

(健康と能力に応じた就業と安全)

第9条 センターは、その受託した仕事の関係において、会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(健康診断)

第10条 会員は、就業に際し、その健康と福祉の増進のため、毎年1回以上健康診断を受け、その結果をセンターに報告しなければならない。

2. 会員は、健康診断の結果をセンターに報告し、必要により就業時間または、就業場所の変更等の措置に協力しなければならない。

(共同作業の留意事項)

第11条 会員が共同作業を必要とする場合は、就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中からリーダー(世話人・班長)を互選する。リーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打ち合わせなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、怪我をし、又は身体の健康状態が異常となる等、もしくは、第13条に相当する事故が発生する等の不測の事態が生じたときは、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター、又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとるようにすること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第12条 会員の就業中における私傷病については「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2. 負傷した会員、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第5章 損害保険

(損害保険)

第13条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、損害を担保されるものとする。

ただし、免責分に係る金額(1事故 1,000円)は会員の負担とする。

2. 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生した時等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は会員が負うものとする。

第6章 雑 則

この規則の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規則は、昭和55年8月5日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成元年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成5年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。